

# 岡山大学医療教育統合開発センター教育支援業務要項

平成28年 8月23日

医療教育統合開発センター長裁定

## (目的)

第1条 この要項は、本学が教育支援業務を受諾することにより、地域における医療教育の発展に寄与するとともに、本学の医療教育推進事業運営のための財源を確保することを目的として、岡山大学医療教育統合開発センター（以下「医療教育統合開発センター」という。）において実施する教育支援（以下「教育支援」という。）に関し、必要な事項を定める。

## (教育支援の内容)

第2条 医療教育統合開発センターは、教育支援として、教育プログラムの開発支援、教育機器の提供を行う。

## (教育支援の対象)

第3条 教育支援を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学外の医療機関又は公的機関に所属する者
- 二 学外の大学に所属する者
- 三 学外の医療関連企業

## (申請及び承認)

第4条 教育支援を受けようとする者は、医療教育統合開発センター長に、別に定める様式により申請を行い、その承認を得なければならない。

2 医療教育統合開発センター長は、前項の規定による申請を受理した場合において、当該申請が適当であり、医療教育統合開発センターで実施可能と認めるときは、これを承認するものとする。

## (教育支援利用料)

第5条 教育支援の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める教育支援の利用に要する料金（以下「教育支援利用料」という。）を納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、医療教育統合開発センター長が特に必要と認めた場合は、教育支援利用料の全部又は一部を免除することができる。

## (請求)

第6条 利用者は、教育支援利用料を、本学が発行する請求書に基づき、本学が指定する期日までに、銀行振り込みにより支払わなければならない。ただし、本学学内経費（預かり科学研究費補助金等を除く。）により支払う場合は、内部取引によるものとする。

2 利用者が教育支援利用料を振り込む際の手数料は、利用者の負担とする。

3 指定の期日までに支払が行われなかった場合は、延滞金を徴収することができる。

## (承認取消等)

第7条 医療教育統合開発センターは、次の各号のいずれかに該当する場合、第4条第2項の承認を取り消し、又は教育支援を中止することができる。

- 一 利用者がこの要項に違反し、又は教育支援の実施に重大な支障を生じさせたとき。
- 二 施設の改修その他医療教育統合開発センターの管理運営上やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項の場合は、利用者が被る損失については、次条に定めるものを除き、医療教育統合開発センターはその責を負わないものとする。

(教育支援利用料の返還)

第8条 医療教育統合開発センターは、前条第1項第2号の規定により第4条第2項の承認を取り消し、又は教育支援を中止する場合において、第6条第1項の規定により納入された教育支援利用料の額に不用が生じた場合は、利用者に不用になった額を返還するものとする。

(事務)

第9条 教育支援に関する事務は、岡山大学医歯薬総合研究科総務課で行う。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、教育支援に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成28年10月 1日から施行する。